

鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月13日（金）第2966号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 3
- 海岸保全区域の廃止 (河川課取扱い) 3
- 海岸保全区域の指定 (河川課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件） (商工政策課取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※） (選挙管理委員会取扱い) 5
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 7

正 誤

- 鹿児島県公報第2944号の4（平成25年9月27日付け）の一部訂正（※） (環境林務課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第1233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グレースガーデンヘルパーステーション	薩摩川内市平佐町2850番地	医療法人恵愛会	薩摩川内市東開開町9番22号	上村 俊朗	平成25年11月18日	訪問介護
グレースガーデンデイサービス	薩摩川内市平佐町2850番地	医療法人恵愛会	薩摩川内市東開開町9番22号	上村 俊朗	平成25年11月18日	通所介護
デイサービスでいご	大島郡瀬戸内町大字篠川537番地	株式会社長寿の里しのかわ	大島郡瀬戸内町大字篠川537番地	要崎 英文	平成25年12月1日	通所介護
株式会社エスワ	霧島市牧園町宿	株式会社エスワ	霧島市隼人町姫	吉原 昇平	平成25年	福祉用具

イ福祉・介護用品アスター	窪田2095番地1 牧園ビル101	イ	城三丁目239番地		12月1日	貸与
株式会社エスワイ福祉・介護用品アスター	霧島市牧園町宿窪田2095番地1 牧園ビル101	株式会社エスワイ	霧島市隼人町姫城三丁目239番地	吉原 昇平	平成25年12月1日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第1234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グレースガーデンヘルパーステーション	薩摩川内市平佐町2850番地	医療法人恵愛会	薩摩川内市東開開町9番22号	上村 俊朗	平成25年11月18日	介護予防訪問介護
グレースガーデンデイサービス	薩摩川内市平佐町2850番地	医療法人恵愛会	薩摩川内市東開開町9番22号	上村 俊朗	平成25年11月18日	介護予防通所介護
デイサービスでいご	大島郡瀬戸内町大字篠川537番地	株式会社長寿の里しのかわ	大島郡瀬戸内町大字篠川537番地	要崎 英文	平成25年12月1日	介護予防通所介護
株式会社エスワイ福祉・介護用品アスター	霧島市牧園町宿窪田2095番地1 牧園ビル101	株式会社エスワイ	霧島市隼人町姫城三丁目239番地	吉原 昇平	平成25年12月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社エスワイ福祉・介護用品アスター	霧島市牧園町宿窪田2095番地1 牧園ビル101	株式会社エスワイ	霧島市隼人町姫城三丁目239番地	吉原 昇平	平成25年12月1日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第1235号

指宿市開聞川尻5873番地7 かいゑい漁業協同組合代表理事組合長丸山義明及び指宿市開聞川尻5824番地 坂元茂からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 指宿市開聞区域（指宿市開聞十町、開聞仙田、開聞上野及び開聞川尻の地区）
- 2 区分 小型定置漁業及び雑魚定置漁業

鹿児島県告示第1236号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
十島村	平成23年9月16日から平成25年2月25日まで	地籍図及び地籍簿	十島村中之島の一部	平成25年12月5日
宇検村	平成23年11月1日から	地籍図及	宇検村屋鈍及び平田の各一	平成25年

平成25年3月12日まで | び地籍簿 | 部

| 12月5日 |

鹿児島県告示第1237号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年11月22日から平成26年3月10日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市川上町吉野地区鶴田団地

鹿児島県告示第1238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島県道路公社理事長から平成25年6月25日鹿児島県告示第725号で告示した公共測量の実施は、平成25年11月22日終了した旨の通知があった。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1239号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和33年4月1日鹿児島県告示第253の4号で指定した海岸保全区域のうち次の海岸保全区域を廃止する。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	地区海岸名	区域の起点及び終点
薩南諸島沿岸	瀬戸内海岸	網野子地区海岸	起点 大島郡瀬戸内町大字網野子字小浜2番地 終点 大島郡瀬戸内町大字網野子字内畑260番地

鹿児島県告示第1240号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

網野子地区海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸瀬戸内海岸網野子地区海岸

区 域
起点及び点No. 1 を直線で結んだ線，点No. 1 から点No. 8 までを順次直線で結んだ線並びに起点及び点No. 8 を直線で結んだ線によって囲まれた区域
起点 （大島郡瀬戸内町大字網野子字里168番地の起点標柱（北緯28度10分06.5秒，東経129度21分48.6秒）の位置）
点No. 1 （起点から115度22分24.9秒3.00メートルの点）
点No. 2 （点No. 1 から179度40分45.9秒172.00メートルの点）
点No. 3 （点No. 2 から277度13分11.1秒428.90メートルの点）
点No. 4 （点No. 3 から270度01分00.4秒193.50メートルの点）
点No. 5 （点No. 4 から256度03分44.9秒57.60メートルの点）
点No. 6 （点No. 5 から192度51分53.2秒160.00メートルの点）
点No. 7 （点No. 6 から183度43分32.7秒60.00メートルの点）
点No. 8 （点No. 7 から192度46分52.4秒130.00メートルの点）

始良・伊佐地域振興局告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年12月13日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者自立支援センターさくら	始良郡湧水町鶴丸622番地5	有限会社鶴丸	始良郡湧水町鶴丸622番地5	宮内 勉	平成25年11月1日	居宅介護

始良・伊佐地域振興局告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年12月13日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サン・ヴィレッジ始良	始良市平松字新開1180番3	社会福祉法人美野里会	始良市平松字新開1180番3	山之内一秀	平成25年12月1日	就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年12月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年12月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グランド始良
始良市東餅田2372番地1
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前 タイヨー始良店
 - イ 変更後 グランド始良
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 午前9時
 - イ 変更後 午前7時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 第1駐車場 午前8時30分から午後11時まで
第2駐車場 午前8時30分から午後10時まで
 - イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成25年4月1日
(2) 2の(2)及び(3) 平成25年11月28日
4 届出年月日
平成25年11月27日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年12月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年12月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年12月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー重富店
始良市平松3675番地1
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
- イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
有限会社日の出屋 代表取締役 瀬戸日出雄
熊本県宇城市豊野町巢林1439番地1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- ア 変更前 午前9時
- イ 変更後 午前7時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ア 変更前 第1駐車場 午前8時30分から午後11時30分まで
第2駐車場 午前9時から午後10時まで
- イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日
- (1) 2の(1) 平成25年4月1日
(2) 2の(2)及び(3) 平成25年11月28日
- 4 届出年月日
平成25年11月27日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成25年9月13日鹿児島県選挙管理委員会告示第36号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成25年12月13日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,709	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	273,176	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148,545
	鹿屋市・垂水市区	32,835
	枕崎市区	6,484
	阿久根市・出水郡区	9,452
	出水市区	14,925
	指宿市区	12,215
	西之表市・熊毛郡区	12,333
	薩摩川内市区	26,693
	日置市区	13,825
	曾於市区	11,180
	霧島市・姶良郡区	36,833
	いちき串木野市区	8,371
	南さつま市区	10,430
	志布志市・曾於郡区	13,149
	奄美市区	13,930
	南九州市区	10,774
伊佐市区	8,127	
姶良市区	20,457	
薩摩郡区	6,578	
肝属郡区	11,675	
大島郡区	17,788	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	273,176	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じ		

て得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

鹿児島県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，同法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，同法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，同法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

平成25年12月13日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 設立の届出があった政治団体

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小辻一海後援会	大野 重文	永吉 健一	志布志市志布志町田之浦2100番地2	平成25年8月5日
常隆之後援会	杉並 廣規	明石 秀雄	大島郡伊仙町馬根473	平成25年8月6日
榎園隆後援会	徳留 昇	尾籠 政斗	出水市高尾野町下水流2197-3	平成25年8月8日
ひらがみ純子後援会	平神 純子	平神 剛	南さつま市加世田地頭所町24-12	平成25年8月12日
よんご会	吉福 浩介	富盛 麻美	鹿児島市下田町547-3	平成25年8月15日
西村良平後援会	西村 良平	西村 美智子	霧島市国分上井161	平成25年8月19日
湯元よしひろ後援会	湯元 秀誠	湯元 幸恵	始良市東餅田3770-7	平成25年8月20日
中西茂後援会	中西 茂	上清水 健一	鹿屋市寿八丁目5番46号	平成25年8月26日
皆元一徳後援会	皆元 一徳	皆元 正子	霧島市隼人町見次658-14	平成25年8月26日
徳田しゅうと後援会	徳田 兼男	徳田 和昭	霧島市隼人町見次887番地	平成25年8月28日
瀬戸口よしあき後援会	中村 道雄	瀬戸口 トキ子	枕崎市妙見町406	平成25年9月5日
吉山恒貴後援会	吉山 恒貴	吉山 千賀子	指宿市大牟礼3-13-13	平成25年9月10日
西善一後援会	納山 敏勝	宮内 茂喜	大島郡知名町瀬利覚2118番地	平成25年9月19日
塩井川こうこ後援会	塩井川 公子	塩井川 大作	霧島市横川町上ノ4402	平成25年9月24日
中馬幹雄後援会	惣田 征郎	前川 学	霧島市国分広瀬四丁目21番15号	平成25年9月24日
阿多みきよ後援会	岡元 薫	川田 辰治	霧島市国分郡田859-15	平成25年9月26日
経験・人脈豊かな人を支援する会	濱平 直亮	天野 伸彦	いちき串木野市昭和通285佐抜ビル2階	平成25年9月26日

西尾修一後援会	西尾 ひとみ	米良 昌志	曾於市末吉町栄町2-11-5	平成25年9月26日
前島ひろのり後援会	前島 広紀	中尾 順子	霧島市国分新町776-11	平成25年9月30日
今吉歳晴後援会	今吉 歳晴	今吉 法行	霧島市溝辺町有川137-16	平成25年10月1日
未来を考える会	田中 和矢	田中 利矢子	いちき串木野市元町100番地	平成25年10月8日
勝信貴後援会	重田 吉明	安原 助次	大島郡伊仙町阿三2321番地	平成25年10月10日
伊地知厚仁後援会	伊地知 厚博	伊地知 田加子	曾於市大隅町岩川7287番地3	平成25年10月28日
市ヶ谷たかし後援会	永屋 雅章	井戸 靖裕	志布志市有明町野神3400	平成25年11月5日
仮屋正文後援会	仮屋 正文	小宇都 喜久男	志布志市有明町野井倉2805-1	平成25年11月6日
元気・霧島市民の会	久保 明	下川 一雄	霧島市隼人町内1321	平成25年11月8日
新奄美を創る会	向井 俊夫	竹田 光一	奄美市名瀬長浜町27番1号	平成25年11月12日
上木知恵造後援会	上木 廣志	政 寿樹	大島郡伊仙町伊仙1894-2	平成25年11月21日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党日吉支部	主たる事務所の所在地	日置市日吉町日置1149	日置市日吉町日置10962-7	平成25年8月6日
	代表者	田畑 純二	成田 浩	
	会計責任者	中島 春洋	松村 平	
日本維新の会鹿児島県総支部	主たる事務所の所在地	鹿児島市加治屋町1-9 柿本寺ビル1階	鹿児島市草牟田2-4-1 リバーウオーク草牟田1階	平成25年8月16日
自由民主党市来支部	会計責任者	西久保 清助	本田 和幸	平成25年8月27日

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
日本維新の会衆議院鹿児島県第1選挙区支部	政治団体の名称	日本維新の会衆議院鹿児島県第1選挙区支部	日本維新の会衆議院鹿児島第一区支部	平成25年8月16日
	主たる事務所の所在地	鹿児島市加治屋町1-9 柿本寺ビル1階	鹿児島市草牟田2-4-1	
自由民主党鹿児島県参議院選挙区第五十一支部	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町6-5 前田ビル603	鹿児島市鴨池新町11-5 鴨池ニュータウンビル701	平成25年10月16日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
森山博行後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市上荒田町36-18	鹿児島市唐湊1-34-9	平成25年8月13日
	会計責任者	森山 香苗	稲留 宏	
平安正盛後援会	代表者	名里 武也	徳留 健一	平成25年8月20日
こつじ一海後援会	政治団体の名称	こつじ一海後援会	小辻一海後援会	平成25年8月23日
	代表者	小辻 一海	大野 重文	
田畑誠一後援会	代表者	吉見 信行	平里 尚人	平成25年9月8日
永野正義後援会	代表者	藤山 明美	永野 義勝	平成25年9月9日
厚地寛後援会	代表者	武田 透	末野 賢了	平成25年9月12日
志摩浩志後援会	代表者	志摩 浩一	三輪 弘也	平成25年9月17日
新橋実後援会	代表者	五領 国雄	藤田 正剛	平成25年9月17日
大六野一美後援会	代表者	井手迫 豊憲	坂口 俊一	平成25年9月24日
濱田尚後援会	主たる事務所の所在地	いちき串木野市湊町一丁目146	いちき串木野市湊町3300	平成25年9月24日
	代表者	濱田 尚	日高 章	
石井博美後援会	代表者	清水 正孝	中崎 孝行	平成25年9月30日
かじやま四夫後援会	主たる事務所の所在地	いちき串木野市生福8191番地6	いちき串木野市上名7848番地2	平成25年10月15日
東靖弘後援会	代表者	新西 勝	料所 奈須夫	平成25年10月15日
	会計責任者	中野 昇	新西 勝	
鹿児島県幼児教育振興会	政治団体の名称	鹿児島県幼児教育振興会	鹿児島県私立幼稚園政治連盟	平成25年10月17日
	主たる事務所の所在地	霧島市国分福島3-21-48	鹿児島市鴨池新町5番6号	
	会計責任者	輿水 基	上原 樹縁	
南とし子後援会	代表者	下拾石 明子	畠中 三郎	平成25年10月18日
柳誠子後援会	代表者	六反田 一利	岩松 文一郎	平成25年10月30日
瀬戸口よしあき後援会	主たる事務所の所在地	枕崎市松之尾町2-4	枕崎市妙見町406	平成25年10月31日
かじやま四夫後援会	主たる事務所の所在地	いちき串木野市生福7848番地2	いちき串木野市生福8191番地6	平成25年11月6日
中西茂後援会	主たる事務所の所在地	鹿屋市笠之原町757-4	鹿屋市寿八丁目5番46号	平成25年11月11日
本田修一後援会	主たる事務所の所在地	志布志市有明町野井倉1048	志布志市有明町伊崎田797	平成25年11月11日
	代表者	萩迫 輝巳	富山 達次	

	会計責任者	本田 美智子	東八重 昭信	
--	-------	--------	--------	--

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
山之内つよし後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市加治屋町1-9 柿本寺ビル1階	鹿児島市草牟田2-4-1	平成25年8月16日
南明会	主たる事務所の所在地	鹿児島市希望ヶ丘町1-6	指宿市大牟礼二丁目17-12	平成25年9月4日
秀山会	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町6-5-603	鹿児島市鴨池新町11-5-701	平成25年10月18日

ウ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
山之内つよし後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市加治屋町1-9 柿本寺ビル1階	鹿児島市草牟田二丁目4-1	平成25年8月16日
打越あかし後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市希望ヶ丘町1-6	指宿市大牟礼二丁目17-12	平成25年9月4日
南明会	主たる事務所の所在地	鹿児島市希望ヶ丘町1-6	指宿市大牟礼二丁目17-12	平成25年9月4日
尾辻秀久後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町6-5-603	鹿児島市西千石町10-38	平成25年10月16日
秀山会	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町6-5-603	鹿児島市鴨池新町11-5-701	平成25年10月18日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
民主党鹿児島県参議院選挙区第1総支部	皆吉 稲生	平成25年10月15日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
西村新一郎後援会	中川原 弘	平成24年11月7日
奄美群島市町村振興議員連盟	栄 強志	平成25年3月25日
中村ひろひこ鹿児島後援会	松村 武久	平成25年7月31日
礪永秀生後援会	尾道 榮二	平成25年8月26日
前島ひろのり後援会	前島 広紀	平成25年9月30日
今吉歳晴後援会	今吉 歳晴	平成25年10月1日
立山静幸後援会	福永 鉄則	平成25年10月31日
東亜至誠塾	新里 健二	平成25年11月12日
元気・霧島市民の会	久保 明	平成25年11月26日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
西村 良平	霧島市議会議員	西村良平後援会	霧島市国分上井161	西村 良平	平成25年8月19日
中西 茂	鹿屋市長	中西茂後援会	鹿屋市寿八丁目5番46号	中西 茂	平成25年8月26日
田中 和矢	いちき串木	未来を考える	いちき串木野市	田中 和矢	平成25年

	野市議会議員	会	元町100番地		10月8日
仮屋 正文	志布志市長	仮屋正文後援会	志布志市有明町野井倉2805-1	仮屋 正文	平成25年11月6日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
山之内つよし後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市加治屋町1-9 柿本寺ビル1階	鹿児島市草牟田2-4-1	平成25年8月16日
南明会	主たる事務所の所在地	鹿児島市希望ヶ丘町1-6	指宿市大牟礼二丁目17-12	平成25年9月4日
秀山会	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町6-5-603	鹿児島市鴨池新町11-5-701	平成25年10月18日

正 誤

平成25年9月27日付け鹿児島県公報第2944号の4中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
5	上から5行目	時期」	時期，」
	上から6行目	限る。）」	限る。），」に，「最大になる」を「最大となる」
15	下から2行目	第1条に」を「第1条	）第1条に」を「）第1条